

一般競争入札及び指名競争入札に関する基準

昭和51年3月24日

告示第29号

一般競争入札及び指名競争入札に関する基準を次のように定める。

一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に関する基準（昭和40年告示第36号）は、廃止する。

この告示は、昭和51年3月19日から適用する。

第1 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に関する基準

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、田川市における建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設工事附帯業務の請負、物品の購入その他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の方法等について、必要に応じ、その都度定める場合を除き、あらかじめ、次のように定める。

1 競争入札参加資格審査申請の要領

競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書又は指名競争入札参加資格審査申請書に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。ただし、田川市契約事務規則（昭和39年規則第4号。以下「規則」という。）第4条第3項各号に該当する者は、隔年ごとに定時申請、中間年に追加申請するものとする。

- (1) 営業に必要となる許可、認可、登録等が確認できる書類
- (2) 建設工事を施工する建設業者にあつては、建設業法に基づく許可証明書及び経営事項審査結果通知書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 競争入札に参加できない者

次に掲げる者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 規則第2条第1項又は第3項に該当する者
- (2) 規則第2条第2項に該当する者で、その事実のあった日から3年を経過しないものの

- (3) 建設工事を施工する建設業者にあつては、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の2第3項に規定する経営事項審査を受けていない者
- (4) 営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 共同企業体にあつては、その構成員に前各号に該当する者を含む者

3 建設工事の契約に係る競争入札に参加する者の順位付け

建設工事を施工する建設業者で競争入札に参加しようとするもの（市内業者（主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいう。以下同じ。）を市内に有する者）及び準市内業者（主たる営業所を市外に有し、支店、営業所等を市内に有する者）に限る。）については、工事種別ごとに別に定める基準に基づき総合点数を算出し、その結果により順位付けを行うものとする。この場合において、入札及び契約を所掌する課は、順位付けの結果を閲覧に供するとともに、本市のホームページに掲載して公表するものとする。

第2 建設工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）に係る一般競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名基準

- 1 一般競争入札参加者の資格については、発注予定の建設工事の技術的難易度、予定価格、総合点数等を総合的に勘案の上、田川市建設業者等選定委員会による審議を経て、決定するものとする。
- 2 指名競争入札参加者は、別に定める工事請負契約に係る指名競争入札参加者の指名基準に基づき指名するものとする。
- 3 競争入札に参加する者を指名しようとするときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏らないようにしなければならない。

(1) 指名停止の状況

田川市指名競争入札参加者の指名停止の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止の期間中であること。

(2) 不誠実な行為の有無

本市が発注する工事請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として適当でないと認められること。

ア 工事請負契約書に基づく措置要求に従わない等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関からの情報により下請契約関係が不適切であること。

(3) 経営状況

ア 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は指名しないこと。

イ 本市からの借入金等又は市税について、競争入札に参加しようとする年度の前年度分までに滞納があり、経営状況が不健全であると認められる場合は指名しないこと（法人の場合は、代表者個人分を含む。）。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされたことを知った場合は指名しないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたことを知った場合は指名しないこと。

(4) 手持工事の状況

工事の手持状況からみて発注予定の建設工事を施工する能力があるか否かを総合的に勘案すること。

(5) 技術的特性

ア 発注予定の建設工事と同種の建設工事について同等の施工実績（本市が発注する建設工事以外のものを含む。以下同じ。）があること。

イ 発注予定の建設工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績があること。

ウ 地形、地質等の自然的条件、周辺環境条件等発注予定の建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。

エ 発注予定の建設工事を施工するために必要な有資格技術者を確保できると認められること。

(6) 地理的条件

本店、支店又は営業所の所在地及び工事成績等からみて、当該地域における建設工事の施工特性に精通し、工事種別及び工事規模に応じて、発注予定の建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるか否かを総合的に勘案すること。

(7) 工事成績

- ア 過去の工事成績が特に不良である場合は指名しないこと。
- イ 表彰状又は感謝状を受けていること等工事成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(8) 安全管理の状況

- ア 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として適当でない認められるときは指名しないこと。
- イ 安全管理の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(9) 労働福祉の状況

- ア 賃金不払に関する状態が継続している場合であって、明らかに請負者として適当でない認められるときは指名しないこと。
- イ 独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結しているか否か、又は建設業退職金共済証紙の購入若しくは添付がなされているか否かを総合的に勘案すること。
- ウ 社会保険、雇用保険等の加入状況を総合的に勘案すること。
- エ 建設労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

第3 競争入札参加者の資格取消し等

- 1 市長は、競争入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が第1第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、田川市建設業者等選定委員会の審議を経て、競争入札参加資格を取り消し、又は別に定めるところにより指名を停止するものとする。
- 2 市長は、有資格業者が建設業法第12条各号（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当することの届出があったことを知ったときは、直ちに競争入札参加資格を取り消すものとする。

（平成14告示21・全改、平成24告示20・一部改正）

附 則（昭和52年3月25日告示第24号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の一般競争入札及び指名競争入札に関する基準の規定は、昭和52年度予算に係るものから適用する。

附 則（昭和 53 年 5 月 1 日告示第 45 号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和 53 年度予算に係るものから適用する。

附 則（昭和 54 年 4 月 21 日告示第 29 号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和 54 年度予算に係るものから適用する。

附 則（昭和 55 年 7 月 21 日告示第 41 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の一般競争入札及び指名競争入札に関する基準は昭和 55 年 7 月 10 日から適用する。

附 則（昭和 58 年 4 月 20 日告示第 26 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 1 日告示第 8 号）

この告示は、昭和 60 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 9 月 5 日告示第 62 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の一般競争入札及び指名競争入札に関する基準は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日告示第 21 号）

この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 29 日告示第 78 号）

この告示は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 31 日告示第 75 号）

この告示は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日告示第 102 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 35 号）

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日告示第 19 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日告示第 20 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 24 日告示第 88 号）

この告示は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 1 日告示第 3 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。